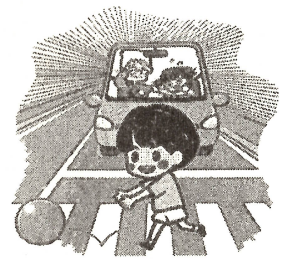


子供への交通安全指導のポイント

保護者として

1 事故に直結しやすい子供の行動特性を理解する

- ① ひとつのことに注意が向くと、まわりが目に入らないこと
- ② その時々気分により行動が変わること
- ③ 抽象的な言葉では、よく理解できていないこと
- ④ 大人のまねをすること
- ⑤ 物かげで遊ぶ傾向にあること



2 保護者の役割

① 道路で具体的に繰り返し指導を行う

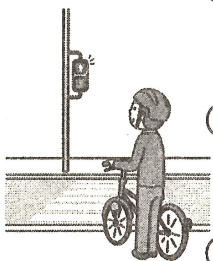
自宅周辺の道路で、「どこが危険な場所か」、「なぜ危険なのか」、「どう行動すればよいか」を具体的に指導しましょう。

② 自ら模範を示した行動をとる

自転車や歩行中は、大人でも交通ルールを逸脱した行動を取ることがあります。子供は親の行動をよく見ているので、保護者が自ら模範を示しましょう。

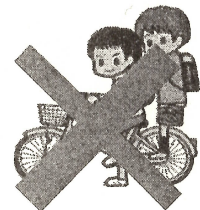
③ 交通頻繁な道路や踏切、その付近の道路では遊ばせない

子供は、大人が思いもしない行動をとることがあるので、危険な場所では遊ばないように指導しましょう(道路交通法第14条で規定されています。)



3 自転車の安全な乗り方を教えましょう

- ① 歩道があるとき、児童・幼児は歩道の車道寄りをゆっくり走る
- ② 歩道のないときには、車道の左側端を走る
- ③ 自転車の安全ルール(二人乗り・並進の禁止等)を守る
- ④ 交差点では信号を守り、一時停止場所では必ず止まる
- ⑤ 自転車に乗るときには必ずヘルメットをかぶる



ドライバーとして

① 子どもの「飛び出し」を予測した運転をしましょう

住宅街では、急に子どもが飛び出したりするかも知れません。

② 駐車・発進する際は、周りに子どもがいないか確認しましょう

車両の死角に子どもがいるかも知れません。

③ 交差点を通過する際は、周囲の安全をしっかりと確認しましょう

特に、横断する歩行者・自転車を見落とさないように気をつけましょう。



資料① 出会い頭事故と右側通行の危険性

1 出会い頭事故の原因

小学生の自転車事故のうち、出会い頭事故は8割以上を占めており、事故の多くは、安全確認が不十分だったことで発生しています。また、自転車側に一時停止違反、徐行義務違反及び右側通行などの法令違反がある場合もあります。

2 出会い頭事故を防ぐには

◎ 安全確認が大切であることを繰り返し指導する

安全確認は、事故を防止する上で一番大切なものです。安全確認の重要性について理解させる必要があります。

◎ 自転車のルールを遵守させる

大人には当然のルールでも、子供は正しく理解していない可能性があります。ルールを正しく教えて子供を交通事故から守るのは、保護者の役目です。

※ 一時停止場所での停止義務のほか、歩道通行等の自転車特有のルールについても指導をお願いします。

3 児童への指導ポイント

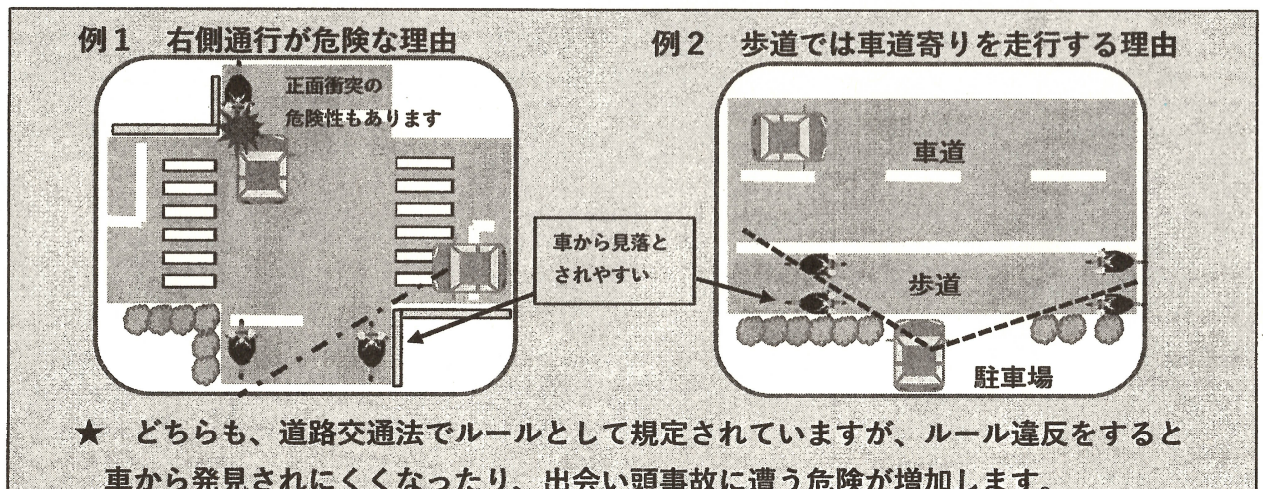
◎ 児童と一緒に危険箇所を確認する

子供と一緒に自宅周辺を回り、危険箇所を教えましょう。また、子供と一緒に行動してみ、子供の運転で改善すべき点があれば、その場で指導しましょう。

◎ 具体的に指導する

「交差点で安全確認すること。」といった抽象的な指導ではなく、「交差点の手前で一時停止する。」「見通しの悪い交差点では、できる限り遠くまで確認し、車両の接近音にも注意する。」など具体的な指導をお願いします。

※ 説明の際に、「危険な理由」を示すと子供が理解しやすくなります。



資料②【死角と左折巻き込み】

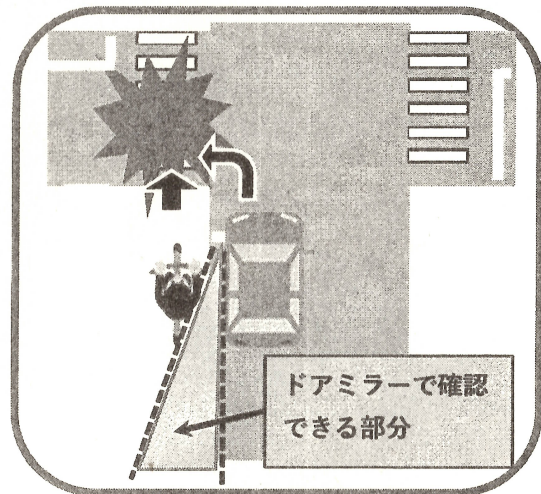
1 自転車利用者の心理

- ◎ 自分からは、相手の車がよく見えるので、「車の運転手は当然気付いている。」「こっちは自転車なんだから止まってくれる。」と思い、車の動きを気にすることなく進行してしまう。

2 事故発生の原因

注意 実際には、車からは自転車が見えていません!!

- ◎ 児童からは、車がよく見えるので、「当然気付いている」と思っていますが、車の死角により、車の運転手からは、児童が見えていません。
- ◎ そのため、児童を見落としている自動車が、そのまま左折して交通事故になってしまいます。



3 児童への指導ポイント

◎ 進行している車の脇をすり抜けない

年齢が上がるにつれて、車への恐怖が薄れていきますので、特に、高学年の児童に対しては、「減速した車は、何らかのアクションを起こす可能性が高く、危険である」ことを指導してください。

◎ 車に見落とされている可能性を理解させる

車には死角が多く、車の運転手は気付いていない可能性があることを理解させ、児童自らが安全確認をする必要があることを繰り返し指導してください。

◎ 車の近くでは絶対に遊ばせない

子供は物陰で遊ぶのを好みます。特に、低学年の児童は、完全に車の死角に入り込んでしまうので、車の付近では絶対に遊ばせないようにしましょう。

資料③ 児童が安全に自転車を利用するために

【自転車利用者の心得】

- 交通ルールの遵守
自転車は「車両」の一種であり、道路を通行する際には、車両として交通ルールを遵守させる。また、正しい乗り方を習得し、安全に乗れるようになるまで道路を通行しないよう指導する。
- 安全な自転車に乗る
ブレーキ故障車、体格に合っていない自転車には乗らないようにする。
また、自転車に荷物を積む際には、安定が悪くなるような積み方をしない。
- 点検整備を実施する
ブレーキ、タイヤ、ハンドル、車体全体(ライトやサドル等)、ベル等について、乗車前に点検を行い故障している自転車に乗らせない。(「ぶ」、「た」、「は」、「しゃ」、「べる」の語呂で覚える)

【体格に合った自転車とは】

- 両足が地面に着くか
子どもがサドルにまたがった時に、両足が地面に着くかどうかを確認してください。「地面に両足が着かない。」、「つま先でギリギリ。」では、停止時等にバランスを崩しやすく大変危険です。
 - ブレーキを握りしめられるか
両足が地面に着いても、子供がブレーキを握れるか確認してください。サイズの大きい自転車だと、子供の小さい手では、うまくブレーキ操作ができません。
子供はスピードを出す傾向にあります。危険が差し迫った時にブレーキを掛けられないことが一番危険です。
- ※ 保護者の心理として「子供の成長を想定して少し大きめのサイズ」に調整する傾向がありますが、サイズの合わない自転車では、子どもが危険にさらされてしまいます。

【正しいブレーキの使い方】

- 前後ブレーキの併用
ブレーキを使用する際には、後輪(左手)ブレーキ、前輪(右手)ブレーキの順に使用し、必ず前後のブレーキを併用するよう指導してください。(片手だけでは、停止距離が延びてしまうだけでなく、場合によってはタイヤがロックして転倒するおそれがあります。)
特に、坂道で片方のブレーキのみを使用していると制動部が熱を持ち、ブレーキの効きが大幅に低下します。
- ブレーキポイントは「カーブの手前」
カーブを曲がる際には、カーブの手前でブレーキを掛け、スピードを落としてから進入させましょう。遠心力で車体がふくらんでからでは、恐怖で正常な行動がとれないことがあります。
また、カーブを曲がっている際は、ペダリングをさせないよう指導をお願いします。(ペダルが路面に接触し転倒するおそれがあります。)

子供には、ヘルメットを必ず着用させてください

自転車は「車の仲間」!!!

～ ルールを守って、交通事故から自分を守ろう! ～

自転車運転の
基本

【自転車安全利用五則】

基本的な
ルールを
再確認!



- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

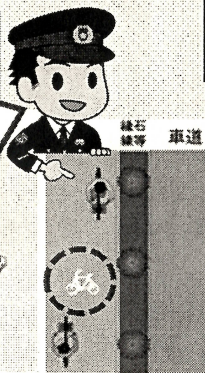
ただし、次の場合は「自転車が歩道を通行できます」

- ・ 道路標識や道路標示によって通行できるとされているとき
- ・ 6歳以上13歳未満の児童及び6歳未満の幼児が運転するとき
- ・ 70歳以上の者が運転するとき
- ・ 身体障がい者が運転するとき
- ・ 車道又は交通の状況に照らして、当該自転車の通行の安全を確保するため歩道を通行することがやむを得ない場合

小学生以下は、
歩道を通るよ
うに教えてく
ださい!



こんな標識
があれば、
ここを通行
しましょう!



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行できる場合でも、歩道通行のルールを守りましょう!

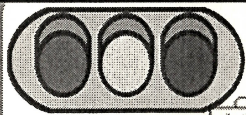
《 通行できる場所 》

- ・ 普通自転車通行指定部分がある場合は、その部分
- ・ 指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分

《 通行方法 》

- ・ 徐行（すぐ止まれる速度）で通行する
- ・ 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければならない

④ 安全ルールを守る



止まれ



自転車の事故防止のために必要なルールを教え
てあげてください。

- ・ 信号機の意味と、どの信号機に従うのか
 - ・ 一時停止標識とその意味 など
- 「安全確認」と言っても、何をどう見るのかを
具体的に教えてあげてください。

⑤ 子どもはヘルメットを着用

最後はヘルメットが命を守り
ます!

あこひもの調節も
してあげてください。



「交通事故防止の第1歩は、あなたの行動から」

長野中央警察署